獨協医科大学医学部学友会学外活動時における交通手段に関する取扱い要領

(目的)

第1条 この要領は、獨協医科大学(以下「本学」という。)医学部学友会の学外活動時における交通手段について必要な事項を定めることを目的とする。

(学外活動)

第2条 前項に定める学外活動とは、医学部学友会サークル及び愛好会(以下「サークル」 という。)における対外試合、合宿、遠征、練習等並びに学外で行う勧誘活動、体育祭競 技等を指すものとする。

(交通手段)

- 第3条 学外活動時の交通手段は、原則として公共交通機関を利用するものとする。
- **2** 前項に定める公共交通機関とは、電車、バス及びこれに準ずる交通手段を指すものと する。
- 第4条 前条の規定にかかわらず、安全面を充分に考慮した上で、当該活動施設の地域性、時間的な都合、並びに公共交通機関の有無等により、自家用車又はレンタカーの使用が止むを得ないとサークル部長が判断した場合、所定の手続きにより、医学部学生部長(以下「学生部長」という。)及び医学部学友会総務部長、同文化部長、同体育部長(以下「総務部長」「文化部長」「体育部長」という。)の許可を得たときは、学外活動時に自家用車(原動機付自転車及びオートバイを除く。)又はレンタカーを使用することができる。(自家用車の利用申請及び許可)
- 第5条 学外活動時に自家用車又はレンタカーを使用する場合は、所定の申請様式に必要 事項を記載し、当該活動開始日の2週間前までに学生課へ提出し、事前に学生部長及び 総務部長並びに文化会については文化部長、体育会については体育部長の許可を得なけ ればならない。

(制限事項)

- 第6条 使用する自家用車は、任意保険(運転手はもとより同乗者についても補償されているもの)に加入している車両に限る。
- 2 初心者(運転免許取得後1年に達しない者)の運転は認めない。 (遵守事項)
- **第7条** 学外活動時に自家用車又はレンタカーの使用を許可された場合は、交通法規やマナーを遵守し、事故を起こすことの無いよう安全運転に努めなければならない。

(雑則)

- 第8条 学外活動時における移動手段として、貸し切りバスを使用した場合は、申請に基づき1件につき5万円を上限に本学が補助することができる。
- 2 前項の補助を請求するときは、所定の申請様式により、原則として活動終了後1週間 以内に学生課に提出するものとする。
- 第9条 本学は、学外活動時における自家用車の盗難及び接触事故等について一切その責任を負わない。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。